

消費者トラブル

第2回

注意報



【トラブルQ & A】 身に覚えのない不審な通知

■相談します

自宅に、「法務局共同管理センター」と書かれたところから、『民法指定消費料金未納分訴訟最終通知書』というはがきが届きました。具体的な金額や、何に対する請求かは書いてありません。

まったく身に覚えがないのですが、どうしたらよいのでしょうか？

■お答えします

最近、実在する公的機関によく似た名称を使用して、公的機関などによる通知と勘違いさせる文書が届くケースが増えてきました。「訴訟」「法務局」という言葉が含まれていても、法務局とは全く関係なく、また公的な機関でもありません。

「身に覚えがない場合は連絡を」などと記載されていることがありますが、このような文書は、不安に思った消費者からの連絡を狙っているものです。電話をすることで、新たな個人情報を読み出され、今度は別の手段で請求してくるおそれがあるので、絶対に連絡してはいけません。

また、「強制執行」「回収員が自宅に出向く」「勤務先を調査」など、不安をあおるような脅し文句が書かれていることもありますが、身に覚えがない請求に対して消費者ができる対策は、無視し、脅し文句にひるまず、支払わないことです。

ただし、差出人が「裁判所」と明記されている封書の場合で、『裁判所からの支払督促』や『少額訴訟の呼出状』と思われる場合は、放置せず、すぐに下記の相談窓口へご相談ください。

裁判所からの訴訟の通知は、『特別送達』という特別な郵便により送付され、原則として郵便配達人が直接名宛人に手渡すことになっています。

問い合わせ 消費生活センター (☎2928-1233・FAX2923-8711)

所沢市消費生活センター相談窓口

相談日 月～金曜日(祝休日を除く)
相談時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
ところ 旧市庁舎2階(宮本町1-1-2)
相談専用電話 04-2926-0999

平成19年度市町村振興費(サマージャンボ宝くじ)を発売

この宝くじの収益金は、市町村のまちづくり役に役立てられます。
発売期間 7月19日(木)～8月7日(火)
問い合わせ 財崎玉環市町村振興協会 (☎048-822-5004・FAX048-833-1492)

住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額

平成19年1月1日以前に建てられた住宅で、平成19年4月1日～22年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事(補助金を除く自己負担額が30万円以上のもの)が行われた場合、その住宅にかかる翌年度分の固定資産税額(100㎡分まで)の3分の1を減額します。

- 対象 次のいずれかの住宅
- 65歳以上の方が居住する住宅
- 要介護または要支援の認定を受けている方が居住する住宅
- 障害者の方が居住する住宅

工事要件

- 廊下の拡幅
- 階段のこの配の緩和
- 浴室の改良
- 便所の改良
- 手すりの取り付け
- 床の段差の解消
- 引き戸への取り替え
- 床表面の滑り止め化

◎賃貸住宅や新築住宅の軽減措置を受けている住宅は対象となりません。
申告手続き 改修後、原則として3か月以内に工事明細書等の関係書類を添えて市役所2階・資産税課へ直接

問い合わせ 資産税課 (☎2998-9068・FAX2998-9409)

市税の夜間・休日特別納税窓口を開設

市税が休日・夜間にも納税できます。期間中は、電話による納税相談も受け付けています。

- とき
- 夜間：7月2日(月)、27日(金)、30日(月)～8月1日(水)／午後5時～8時
- 休日：7月29日(日)／午前8時30分～午後5時
- ところ 市役所2階・収税課

市税の内訳

- 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税、特別土地保有税等

下水道排水設備指定工事店の指定および変更

- 次の工事店を指定
- 木下興業(本郷683/☎29945-5544)

次の工事店の所在地を変更

- 鈴木設備(日高市榎木88-2/旧所在地：飯能市双柳810-14)
- (株)Kステック(さいたま市西区飯田新田244-1/旧所在地：新座市大和田3-9-25)

指定給水装置工事事業者の指定

- 次の工事店を指定
- TM工事(東京都立川市一番町2-6-38/☎042-531-4250)

社会福祉施設における苦情解決事業

市では、市が運営する社会福祉施設を利用する方の、サービスに対する満足度や信頼度を高めるため、同施設に苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置し、施設の福祉サービスにかかわる苦情等に対応しています。

対象施設	施設数
養護老人ホーム(亀鶴園)	1か所
老人福祉センター・老人憩の家	8か所
知的障害児通園施設(松原学園)	1か所
保育園	20か所
児童厚生施設(児童館)	11か所

平成18年度の苦情 児童館について 2件
苦情の内容 利用者の処遇に関する

青少年の非行防止街頭キャンペーン

7月は「青少年の非行問題」に取り組む特別強調月間です。市民の皆さんに生命の大切さや非行防止活動の重要性を訴えます。皆さんのご理解と協力をお願いします。

とき・ところ 7月14日(日)／午前10時15分～所沢駅西口および東口ロータリー周辺
内容 啓発グッズの配布、青少年の非行防止の呼びかけ
問い合わせ 青少年課 (☎2998-9103・FAX2998-9006)

プラスチック(資源ごみ)の「み」出し方

各家庭から出されるごみのうち「プラスチック」は「資源」として収集し、容器包装リサイクル法に基づき資源化しています。ごみの分別は、次の点に注意してください。

- プラスチックとして出せるもの
- 「プラスチック」の収集日に出せるものは、プラスチック識別マーク(下図参照)の表示があるプラスチック製容器包装だけです。
- プラスチック製容器包装
- パック類(弁当・惣菜・食料品・日用品等のパック)
- ボトル類(調味料・洗剤等のプラスチック製のボトル型容器)
- ラップ・ネット類(みかんや玉ねぎ等のネット、りんごやなし等を包む発泡スチロール製のネット)
- カップ類(カップ麺の容器、プリン・ヨーグルトのカップ等)



生活保護110番

埼玉県司法書士協議会では、司法書士による、生活保護に関する、電話の無料相談を行います。

とき 7月28日(日)／午前10時～午後4時
連絡先 ☎0120-052-088
◎開催当日だけ通話可能な相談専用電話番号です。

生活保護110番

- チューブ類(マヨネーズ・からし・歯磨き・整髪料等のチューブ)
- 袋類(冷凍食品・お菓子等の袋)
- トレイ類(惣菜・野菜・肉・魚のトレイ、菓子袋の中のトレイ)
- 緩衝材類(家電製品の梱包に使用されている発泡スチロール製およびビニール製の緩衝材)
- トレイ類やチューブ類等についた残飯などは取り除き、汚れを落としてから出してください。
- プラスチックとして出せないもの
- 乾電池や金属はプラスチック資源化の障害となりますので混入しないでください。
- 道具などとして使われていたプラスチック製品
- 歯ブラシ
- くし
- ボールペン
- 定規
- コップ
- スプーン
- フォーク
- バケツ
- 植木鉢
- ざる
- ボール
- 皿
- 小物入れ
- ハンガー
- ちりとり
- くすくすかご
- おもちゃなど

◎右記プラスチック製品は、「燃やさないごみ」の収集日に出してください。ごみの収集日は、地区ごとの「平成19年度所沢市年間ごみ収集日程表」で確認してください。同日程表は、市ホームページでご覧になれます。

問い合わせ 廃棄物対策課 (☎2998-9146・FAX2998-9394)・東部クリーンセンター 収集事務所 (☎2946-5335・FAX2945-7588)・西部クリーンセンター (☎2948-3141・FAX2947-3570)